

別紙（第6条関係）

その3（一般型（単体I）の場合）

令和3年6月23日

条件付き一般競争入札参加者 殿

青森県知事  
三村申吾

条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札（一般型（単体I））により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 青警営 第3-1-14号
- (2) 工事名 運転免許センターエレベーター更新工事
- (3) 工事場所 青森市三内丸山地内
- (4) 工種 機械器具設置工事
- (5) 工期 令和4年1月20日
- (6) 工事概要 設計図書のとおり
- (7) 予定価格 ¥28,589,000-（消費税及び地方消費税を含む）
- (8) 最低制限価格 無 低入札価格調査制度対象工事

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県財務規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 参加資格規則第6条第1項の規定により、機械器具設置工事に決定されていること。
- (6) 過去15年間に同種の建設工事（工事種別：昇降設備工事で、かつ、契約金額2,000万以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。  
ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
- (7) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (8) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (9) 建設業法第26条に規定する主任技術者を設置することができること。ただし、主任技術者にあっては、1・2級相当の国家資格等を有する者に限る。
- (10) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年6月1日付け青監第323号）別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (12) 暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除措置が継続していないこと。

### 3 資格の審査

入札に参加使用しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和3年7月5日（月）12時00分
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 電子入札システムを用いて提出すること。
- (4) その他
  - ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。
  - イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。
  - ウ 2に定める資格を認められなかった者は、イの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。
  - エ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

### 4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

#### (1) 入札説明書の交付

ア 日 時 令和3年6月24日から令和3年7月15日まで  
(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、下記担当課に問い合わせをすること。

#### (2) 設計図書の縦覧

ア 日 時 令和3年6月24日から令和3年7月15日まで  
(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ 貸与等 設計図書の縦覧を希望する者は、下記担当課に問い合わせをすること。

#### (3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、令和3年7月9日までに、書面により、青森県警察本部施設課に提出すること。

### 5 現場説明

現場説明は行わない。

### 6 入札方法

電子入札とする。

## 7 入札及び開札の日時及び場所

### (1) 電子入札期間

- ア 開始 令和 3年 7月 15日 (木) 9時00分  
イ 締切 令和 3年 7月 15日 (木) 15時00分

### (2) 入札執行

- ア 日時 令和 3年 7月 16日 (金) 9時00分  
イ 場所 青森県警察本部施設課

## 8 入札回数

原則として1回を限度とする。

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

(i) 国債又は地方債

(ii) 政府の保証のある債券

(iii) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(iv) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(v) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成13年10月1日付け青監第888号）による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

## 10 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。  
(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

## 11 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることがある。

## 12 入札条件

- (1) 青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。  
(2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・營繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したもの）を提出すること。

### 13 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。  
備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

### 14 その他

- (1) 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 配置予定監理技術者等の確認  
落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム（C O R I N S）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- (3) 中間前金払と部分払いの選択  
請負金額が100万円以上の工事については、請負者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払いのいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
- (4) 電子入札の手続等  
本件入札は電子入札で行うものであり、入札手続等については、青森県建設工事等電子入札 運用基準（平成18年9月1日付け青監第374号）によるものとする。

### 15 担当課（公所）及び所在地

- (1) 名 称 青森県警察本部施設課
- (2) 場 所 青森県青森市新町2丁目3番1号  
電話 017-723-4211